

②一般地域

マンセル表色系

色彩基準Ⅳ：住居系市街地			
	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の4/5はこの範囲から選択)	0R～9.9R	4以上8.5未満	4以下
		8.5以上	1.5以下
	0YR～4.9YR	4以上8.5未満	5以下
		8.5以上	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満	6以下
		8.5以上	2以下
その他	4以上8.5未満	2以下	
	8.5以上	1以下	
強調色 (外壁各面の1/5以下で使用可能)	0R～9.9R	—	4以下
	0YR～4.9YR		5以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下
屋根色 (勾配屋根)	屋根面の立ち上りを外壁に含めて面積割合を計算する*。		
色彩基準Ⅴ：商業系市街地			
	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の4/5はこの範囲から選択)	0R～9.9R	4以上8.5未満	4以下
		8.5以上	1.5以下
	0YR～4.9YR	4以上8.5未満	6以下
		8.5以上	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満	6以下
		8.5以上	2以下
その他	4以上8.5未満	2以下	
	8.5以上	1以下	
強調色 (外壁各面の1/5以下で使用可能)	0R～9.9R	—	4以下
	0YR～4.9YR		6以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下
アクセント色 (外壁各面の1/20以下で使用可能)	外壁のアクセントとして用いる色彩については規制を行わないが、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建築物の低中層部で用いることとする。		
屋根色 (勾配屋根)	屋根面の立ち上りを外壁に含めて面積割合を計算する*。		

③区の大規模建築物

マンセル表色系

色彩基準Ⅵ：区の大規模建築物			
	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の4/5はこの範囲から選択)	0YR～5.0Y	5以上8.5未満	3以下
		8.5以上	1.5以下
	その他	5以上8.5未満	1以下
強調色 (外壁各面の1/5以下で使用可能)	0R～4.9YR	—	4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下

※住居系及び商業系市街地の屋根色の色彩基準について、適合努力義務は適用除外とする